おいて公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」と「地震、火災、水 害等の災害その他特別の事情により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を 使用の目的に供し難いと認めるとき」に限られる。

表 18 平成 20 年度 普通財産貸付状況一覧

貸付目的	件数	貸付料 (円)	減免額(円)
事務室	10	39, 261, 893	13, 108, 447
倉庫・物置	2	1, 218, 733	70, 231
駐車場	4	6, 772, 938	548, 208
道路敷	1	_	303, 119
建物敷地	30	58, 949, 220	149, 260, 682
線下敷	4	404, 105	
道路交通施設	4	I	7, 400
水道施設	59	88, 535	747, 088
消防防災施設	27	56, 580	203, 016
通信施設	128	162, 758	330
ガス供給施設	6	359, 750	_
自治会施設	2	ı	18, 313
電力供給施設	7	2, 799	1, 008, 156
防犯施設	4	I	30, 114
その他の標識類	5	1, 521	9, 603
公園・運動場	4	1, 278, 157	78, 236, 927
その他	32	25, 139, 910	45, 715, 459
合計	329	133, 696, 899	289, 267, 093

(資料:『平成20年度 普通財産貸付状況一覧』)

(2) 意見

① 財産台帳のシステム化について

現状、管財課においては、紙ベースで作成された財産台帳のうち、面積を始めとする一部の情報のみをデータ化しており、このデータを基礎として、毎年、『県有財産表』として集計し公表している。しかし、これには取得価格等の情報は含まれないとともに、病院事業局や企業局の企業会計資産並びに建設部所管の道路や橋梁等のインフラ資産は対象に含まれていない。

今後の公会計制度改革において、財務諸表の作成と複式簿記の導入を視野にいれると、「4. 財産評価」に記載のとおり、取得原価と時価評価の複数の情報を管理する必要が生じてくる。現状の手書きの財産台帳を基礎とした管理方法は、公会計制度改革に対応するためには十分なものではない。このため、病院事業局や企業局の企業会計資産並びに建設部所管の道路や橋梁等のインフラ資産のデータも含めた、網羅的な財産台帳のシステム化(県有財産のデータベース)を図る必要がある。

② 財産保全関連のデータベースとの情報共有化について

現状、資産ごとの修繕工事や大規模改造等の履歴等を記載した財産保全関連の情報を記載した共有のデータベース等は作成されていない。しかし、県有財産の有効利用を検討し合理的な判断を行う上では、資産の実態を正確かつ網羅的に把握することが必要となる。今後、財産保全関連のデータベースを作成した上で、「財産管理システム」との情報の共有化を図る等し、県有財産の状況を網羅的に把握できるようにすることが望ましいものと考える。

③ 全庁的な財産管理の実施について

財産保全関連のデータベースとの情報の共有化に限らず、県有財産の管理及び有効活用は全庁的に行う必要があることから、関係部署からなる委員会を立ち上げて行うことも想定される。現状、管財課は、各部課の保有する公有財産データの集計といった機能を担っており、特に県有財産の管理面に焦点を当てているものと言える。しかし、公有財産を網羅的に所管し得る部署であることから、当該委員会において、他の関連部署とともに、積極的な役割を果たすことが期待される。

現状の未利用県有地有効活用事業においては、管財課は各財産管理者からの報告を待って動くこととなっている。このため、財産の利用状況等について一定の財産の条件を定めた上で、これに合致したものについては網羅的に報告を求めるとともに、必要に応じて、財産の状況を直接確認する等の対応を図る必要があり、この実施主体として、当該委員会を活用することも想定され得る。

また、県有財産の状況を網羅的に把握した上で、全庁的な県有財産の利用もしくは活用策にかかる基本方針の策定、基本方針に基づく実行計画の策定並びに定期的な進捗管理、実績を踏まえた基本方針や実行計画の見直しを行う必要があるが、これについても、全庁的に行う必要があることから、この委員会により実施することが想定される。

2. 財産評価

(1) 評価方法

評価方法は、公有財産評価要領(昭和 45 年 3 月制定)に規定されており、固定 資産税評価に準拠して評価を行っている。

固定資産税評価に準拠しているため、3年ごとに評価を行っており、最近では平成21年3月31日を基準日とした評価を行った。

評価作業は、各財産管理者がその所有する財産の評価を行い、管財課で計算方法に誤りがないか、隣接地で異なる評価結果となっていないかなどをチェックする。

財産評価は、固定資産税評価に準拠しているため、時価の変動を加味した評価結果が算出される。財産の評価には、取得価格を基に評価する方法と時価を加味して評価する方法があるが、どちらの方法にも一長一短があり目的に応じて使用することが望ましい。そのためには、財産台帳上に取得価格を記載することが必要になる。

年月	管財課	財産管理者
21年4月	公有財産評価要領改正通知	
6月	財産管理者に固定資産税台帳登録	
	価格及び建物評価調書を送付	
7月		評価替え作業開始
8月	評価調書チェック	
10 月	評価額集計・データ入力	
11 月	財産管理者へ財産管理者別県有財	財産管理者別県有財産一覧のチェ
	産一覧を送付	ック
12 月	財産台帳整理	
22年1~3月	台帳評価額の書き換え	管理簿評価額の書き換え
22年4月	新評価額を適用	新評価額を適用

表 19 評価スケジュール

(2) 評価対象

長野県が所有する土地(道路、河川及び土地改良財産を除く)約1,400件、建物 (評価額を独自に算定している県営住宅を除く)約7,300件を評価対象としている。

(3) 評価の活用

財産評価の結果は、市町村への交付金算定、貸付料・使用料算定の基礎、建物共済金額算定の基礎として利用されている。すなわち、市町村への交付金の対象となる建物(宿舎等)ならびに貸付を行う土地建物については、財産評価の結果に基づ

き交付額や貸付額が決定されている。また、本庁舎等の評価額も、行政財産目的外使用許可に伴う使用料や建物共済金額は当該評価額を基礎として算定されている。 また、長野県は財務諸素を終発省方式改定モデルにより作成している。 財務諸素

また、長野県は財務諸表を総務省方式改定モデルにより作成している。財務諸表には、財産評価の対象となった土地・建物が資産として計上されており、財務諸表の作成にあたって、財産台帳の段階的な整備を行っている。

(4) 意見

① 財務諸表の作成と財産台帳の整備

今後の公会計制度改革において、財務諸表の作成と複式簿記の導入を視野にいれると、固定資産の評価は、取得価額が原則的な評価となるため、財産台帳上も取得価額の情報を把握する必要がある。また、年度末の時価による再評価は、財務諸表の作成にあたっては不要であるが、先述のような目的から、固定資産税評価に準じた現在価格での時価評価が求められている。そのため、取得原価と時価評価の複数の情報を管理しておく必要がある。公会計制度改革に伴い、財務会計システムの整備とともに、財産台帳のシステム化等により複数の価格情報を統一的に管理できる方法を検討しておくことが望まれる。